



## ANJeL - The Australian Network for Japanese Law (オーストラリアの日本法ネットワーク)

インタビュー: 共同理事ルーク・ノッテジ氏

那須仁(訳)

The Australian Network for Japanese Law (略称: ANJeL) はシドニー大学、ニューサウスウェールズ大学、及びオーストラリア国立大学により設立され、特にオーストラリアにおける日本法の研究、教育、公的活動を促進することを目的としています。今年の2月には日本国際交流基金シドニー支局からの支援を受け、シドニー大学にて「Japanese Law on Trial (日本法を裁く)」と題した年次国際学会を開催しました。

日本国際交流基金シドニー支局の編集担当キャサリン・マクスウェルが ANJeL 共同理事の一人であるシドニー大学法学部助教授ルーク・ノッテジ氏に ANJeL とその活動についてインタビューしました。

*なぜ日本法の研究がオーストラリアで重要なのでしょうか？*

理由は二つあると思います。一つは、日本がまだ我々の主な経済パートナーであり、中国を含めたアジア全体の経済の要だからです。日本もまた安全保障分野で地域的パートナーシップの発展に興味を示しており、オーストラリアを当然のパートナーとして見ています。二つ目として日本がとても興味深い進化する社会と政治システムを有している点が挙げられます。現代日本法は経済、安全保障、政治や社会と密接に絡み合っています。法は時に発展を阻害することもあります。時にまた発展を反映したり、逆に助長したりもするのです。そうしたあらゆる分野において法を無視することはできないと言えるのではないのでしょうか？

*日本の法制度はオーストラリアのものと比較してどのようなものなのでしょうか？そして、どのような興味深い特徴を有しているのでしょうか？*

日本の法制度はオーストラリアと興味深いくらい類似している点があります。例えば、日本の法制度の発展は 19 世紀後半に近代法制度が導入される頃に始まり、オーストラリアと似たような歴史的経緯を辿りました。オーストラリアも自分たちの法制度を構築し始めたのは 19 世紀後半くらいなのです。もう一つの類似点は、オーストラリアがイギリス法か

らの独立の中で発展しなければならなかったように、近代日本の法制度もヨーロッパ大陸、特にドイツに最初は依存していた。そして 20 世紀、特にその後半を通じて急速に自立していきました。

その一方、日本は本当に様々な異なる法制度の影響を受けているという点で興味深いです。オーストラリアは主にイギリス法の、またそれほどではないにしろ他のコモンウェルスの国々から影響を受けていますが、日本はもっと本質的に異なる影響を受けていると言えます。日本は大陸法の影響を強く受け、いくつもの包括的な法典を制定し、最近は嵐のような欧州共同体法に関心を示しています。しかし、他方で日本では裁判法の発展もあり、第二次世界大戦後の占領下において英米法に基づく法改正の投与もありました。ここ数十年の間にさらなる投与もあり、中には「日本法のアメリカ化」を指摘する声もありますが、実際これはグローバリゼーションのより広範な影響と言えるでしょう。日本は多くの国際条約に調印しており急速に国際法や新しい世界規模の規準に影響されてきています。というわけで日本の法制度には三つの混成された影響を強く受けていると言えると思います。これが国際的な発展にやや閉鎖的なオーストラリアと比較すると興味深い点なのです。

*日本法における最近の発展の一つに裁判員制度があるということで最近の会議で討論の主題となっていました。。。*

ええ、これもおもしろい点で、というのもこの制度は専門の裁判官の主導権を少なくし、一般の人々が法制度にもっと参加できる制度が良いとしているのです。一方でこれはとても英米法的である種の陪審制度に似ています。しかしよく見ると、この制度は裁判官と無作為に選ばれた一般の人々が、深刻な犯罪に関する裁判において一緒に討議するようになっており、この点が事実認定をする際に裁判官とは隔離される英米法制度の陪審員とは異なります。この裁判員の原型は大陸ヨーロッパ法の系統により近いと言えます。英米法系と見えるけれども、大陸法系とも思われる法制度における変化の良い例です。また裁判員制度それ自体は、日本の法制度をより利用しやすく、また参加しやすいものにするという 1990 年代以降のより広範な法制度改革の一部として日本にとって非常に重要な一歩です。この点もまた、特にここ 10 年間に生じた変革全てを考えると日本を見ることがおもしろい理由の一つです。

*オーストラリアでは日本法に関する興味というのはどのくらいのものなのでしょうか？*

とても高いと思います。大学を見てみると一人当たりの関心が、例えばアメリカと比較すると高いように思います。1990 年代の日本の景気後退にもかかわらず、オーストラリアでは、大学での日本法への関心を高めようとする勢いが持続されたようです。その理由としてオーストラリアの高校で日本語や日本の文化がかなり教えられていることが挙げられると思います。それと、オーストラリアの法学部の多くで二重学士コースが要求されているため、日本語や日本文化を勉強している学生が多く、そうした学生が日本法の授業を受ける機会を与えられた際にそれに飛びつくといったこともあるのです。

それにより広い意味での関心もあります。ANJeLには200名以上の個人資格での会員がおり、その約3分の1がオーストラリアとニュージーランドを基点としている方々です。会員の多くは学術的な仕事をしていますが、法律実務家や政府関係者、経済界の方々なども、大半は法律の知識のある方々です。オーストラリアで最も成功している輸出業は法律家で、実際に東京にある弁護士事務所で活躍しているオーストラリア人はたくさんいます。我々のネットワークは詰まるところ会員同士の連絡を保つことにあります。オーストラリアと日本の法制度のつながりに興味をもっている人はそこら辺に何百人といるんですから。

### ANJeLの活動についてもう少し教えてくださいか？

我々の三つの主な関心領域の一つ目は教育です。例えば、ANJeLの3つの設立主導大学であるシドニー大学、オーストラリア国立大学、ニューサウスウェールズ大学では、日本法受講生の中から優秀な学生に賞金を与えることで日本法の勉強を奨励しています。この賞金にはかつてシドニー大学で法学修士号(LL.M)を取得し、現在、東京で弁護士として活躍されている川村明氏にスポンサーとなって頂いています。他にもオーストラリア全土を対象としたANJeL・Blake Dawson Waldron 日本法懸賞論文もあり、こちらはこの名前が示す通りオーストラリアの大手弁護士事務所がスポンサーとなっています。

二つ目にANJeLは、主に三つの設立主導大学にそれぞれミラーされているウェブサイトを通して、より広範囲に活動の領域を拡大することに焦点を置いています。ウェブサイトでは研究論文をオンラインで閲覧でき、その中にはこの2月に開催されたような学会で提出された論文や「日本法雑誌(*Journal of Japanese Law*)」から出版されている論文、その他有用な情報が含まれています。

三つ目として最も重要なのが研究活動です。その一環として研究目的でオーストラリアに短期滞在し、研究成果や専門的知識を共有する訪問者を支援しています。短期訪問者の中には学者だけでなく実務家もいます。実際、1990年代からの日本法における変化の一部として、日本の裁判所が世界の様々な地域でどのようなことが行われているのかという事に強い関心を示しています。特に昨年からの新しい発展として、日本から送られてくる裁判官が、1年間オーストラリアに滞在し、最新の研究とオーストラリアの法制度全般を知ってもらっています。また、メルボルン大学のアジア法研究センターと共同し、現在はシドニーとメルボルンに各一人裁判官が送られ、滞在期間中、キャンベラにあるオーストラリア国立大学でも研究できるようにしています。以前はそのような海外研究はほとんどヨーロッパかアメリカにしか送られていませんでしたよ。

### 滞在裁判官の役割は主に研究ですか、それとも講義なども手伝われるのでしょうか？

主には研究で、ANJeLの役割は日本の最高裁との間で決められた各裁判官の研究主題に関係するオーストラリアの法的機関への訪問を手伝うことです。とは言うものの、我々は裁判官の方々にオーストラリアの学生と話すことを奨励しています。実際そうすることは裁

判官の皆さんにとっても、日本法にあたって若いオーストラリア人がどんなことに関心を持っているのか、何が理解しにくいといったことを知る良い機会になるでしょう。

*ANJeLの今後の活動について教えてください。*

最初の数年は、訪問プログラムやウェブサイトの構築などとても忙しかったので、まずはこれまでに始めた活動を固めることですね。同時に、いろいろな研究関連のイベントも企画しています。今年は、7月にアデレードで開催されるオーストラリアの日本学会 (Japanese Studies Association of Australia) の学会で日本の法改正に関するパネルをANJeLが主催することになっていますし、9月中旬には日本にいるANJeLの3分の1の会員のために京都でイベントの開催に助力する予定もあります。また、ANJeLと提携しているドイツの団体の副理事であり、「日本法雑誌」の編集長でもあるハラルド・バウム博士が、来年の2月にオーストラリアを訪問する予定です。それに合わせてANJeLも、現在協力しているこのユニークな出版物の10周年記念を祝福するイベントをシドニーで開催することも企画しています。また、ANJeLの次回の年次国際学会は2006年の中頃に開催される予定です。

私たちはANJeLが他にどのようにしてオーストラリアと日本の法制度のつながりをさらに拡大していくことができるか、会員だけでなく他の方々からも広くご提案ご意見頂きたいと考えています。

ANJeL ウェブサイト:

[www.law.usyd.edu.au/anjel](http://www.law.usyd.edu.au/anjel),

[www.anjel.unsw.edu.au](http://www.anjel.unsw.edu.au)

<http://law.anu.edu.au/anjel>